

65歳超雇用推進助成金のご案内

高齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主の方に、国の予算の範囲において、以下の助成金を支給しています。

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を規定し、当該就業規則の改定等について専門家等に委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数、定年年齢を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

・定年の引上げ又は定年の廃止、継続雇用制度の導入

| 措置内容 対象被保険者数 | 65歳への定年引上げ | 66～69歳への定年の引上げ 5歳未満 | 70歳以上への定年の引上げ(注) 5歳以上 | 定年の定めの廃止 (注) | 66～69歳への継続雇用の引上げ | 70歳以上への継続雇用の引上げ(注) |
|-----------------|------------|------------------------|--------------------------|-----------------|------------------|--------------------|
| 1～3人 | 15万円 | 20万円 | 30万円 | 30万円 | 40万円 | 15万円 |
| 4～6人 | 20万円 | 25万円 | 50万円 | 50万円 | 80万円 | 25万円 |
| 7～9人 | 25万円 | 30万円 | 85万円 | 85万円 | 120万円 | 40万円 |
| 10人以上 | 30万円 | 35万円 | 105万円 | 105万円 | 160万円 | 60万円 |
| | | | | | | 100万円 |

・他社による継続雇用制度の導入

| 措置内容 | 66～69歳への継続雇用の引上げ | 70歳以上への継続雇用の引上げ(注) |
|-------|------------------|--------------------|
| 支給上限額 | 10万円 | 15万円 |

※定年引上げ等の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月初から15日までに、必要な書類を添えて申請窓口へ提出してください。(15日が土日祝日の場合は翌開庁日まで)
※ 令和3年3月31までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、新たに70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。
※ 複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。
(注)旧定年年齢、旧継続雇用年齢、他の事業主における旧継続雇用年齢が70歳未満の場合に支給します。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費を支給対象経費(注)とし、支給対象経費に60%（中小企業事業主以外は45%）を乗じた額を支給します。

| 高齢者雇用管理整備措置の種類 | 支給対象経費 |
|-------------------------|--|
| イ 高齢者に係る賃金・人事待遇制度の導入・改善 | |
| ロ 労働時間制度の導入・改善 | ○ 高齢者の雇用管理制度の導入等（労働協約又は就業規則の作成・変更）に必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費 |
| ハ 在宅勤務制度の導入・改善 | |
| 二 研修制度の導入・改善 ※ | ○ 上記の経費の他、左欄の措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（計画実施期間内の6か月分を上限とする賃借料またはリース料を含む） |
| ホ 専門職制度の導入・改善 | |
| ヘ 健康管理制度の導入 | |
| ト その他の雇用管理制度の導入・改善 | |

※高齢期における職業生活設計のために必要な情報の提供や助言を行う研修を含む。

(注) その経費が50万円を超える場合は50万円とします。なお、企業単位で初回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

高齢者無期雇用転換コース

認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき30万円（中小企業事業主以外は23万円）を支給します。

また、対象労働者は転換日を基準として、1支給申請年度（4月～翌年3月まで）1適用事業所あたり10人までとなります。

※ 助成金の受給のためには、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第8条又は第9条第1項の規定に違反していないことなど、一定の要件を満たす必要があります。

詳細な要件につきましては各助成金の「支給申請の手引き」をご確認くださいますようお願いします。

らしく、はたらく、
ともに

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

山口支部 高齢・障害者業務課

(TEL : 083-995-2050)

<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy>

詳しくはホームページをご覧ください。▶



高齢者雇用管理措置について(65歳超従業員雇用促進コース・高齢者無期雇用転換コース)

本助成金の申請にあたっては次のaからgまでの措置を一つ以上実施していることが必要です。



a.職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等

高齢者の有する知識、経験等を活用できるようにするための効果的な職業訓練としての業務の遂行の過程外における教育訓練の実施又は教育訓練の受講機会の確保

| 支給対象となりうる事例 | 支給対象外となる事例 |
|-------------------|---------------|
| ◇高齢者を対象とした技能講習の受講 | ◇事業所で実施する定例会議 |
| ◇資格取得講座の受講 等 | ◇役職別研修 |
| ◇指導力向上セミナー | |



b.作業施設・方法の改善

身体的機能や体力等が低下した高齢者の職業能力の発揮を可能とするための作業補助具の導入を含めた機械設備の改善、作業の平易化等作業方法の改善、照明その他の作業環境の改善及び福利厚生施設の導入・改善

| 支給対象となりうる事例 | 支給対象外となる事例 |
|---|---|
| ◇シャベルによる手作業で行っていた残土運搬作業の際の高齢者の負担を軽減するため、ショベルカーを導入した ◇介護施設におけるリフト付き浴槽等の特殊浴槽を設置した ◇タクシーのデジタル無線配車システムを導入した ◇視力の低下した高齢者のいる職場にLEDを導入し環境を整えた | ◇視力の低下した高齢者に対するパソコンのディスプレイサイズを大きいものにした ⇒画面を大きくしても視力低下の負荷は軽減できないため ◇高齢従業員の多い作業場に消火器や火災報知器を整備した ⇒事業主に求められる安全配慮義務の範囲内であるため ◇高齢者をクレーム対応の担当から外した ⇒精神的な負担の軽減であり身体的機能や体力の低下の改善となっていない |



c.健康管理、安全衛生の配慮

身体的機能や体力等が低下した高齢者の職場の安全性の確保、事故防止への配慮及び健康状態を踏まえた適正な配置

| 支給対象となりうる事例 | 支給対象外となる事例 |
|---|--|
| ◇高齢者を対象に人間ドック受診のための制度を導入した (各種がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診など) ◇高齢者を対象に生活習慣病予防検診(法定以上)の受診のための制度を導入した ◇健康の保持増進に関わる、生活習慣、運動習慣についての知識と実践の機会を提供した | ◇法定内の定期健康診断 ◇自動体外式除細動器(AED)の設置 ◇従業員の全額費用負担により法定外の健康診断を実施 |



d.職域の拡大

身体的機能の低下等の影響が少なく、高齢者の能力、知識、経験等が十分に活用できる職域を拡大するための企業における労働者の年齢構成の高齢化に対応した職務の再設計等の実施

| 支給対象となりうる事例 | 支給対象外となる事例 |
|--|--|
| ◇運送業務において、長距離と短距離が混在する運行ルートであったが、高齢者の身体的負担を軽減するために職務を再設計し、短距離のみに限定するルートを設定した ◇製造ラインにおいて、作業スピードの低下した高齢者のために新たに一人で完結する組み立て業務を設け、自分のペースで無理なく働ける環境を整備した | ◇人材不足から働く意欲のある60歳以上の高齢者を臨時募集し、パートとして工場内に配属した ⇒既存の職務の欠員を新規採用により充足したものであり職域の拡大には該当しない |



e.知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進

高齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進のための職業能力を評価する仕組みや資格制度、専門職制度等の整備

| 支給対象となりうる事例 | 支給対象外となる事例 |
|--|--|
| ◇高齢者とのペア就労により高齢者のもつ技能の伝承を図るとともに、高い技能をもつ高齢者は、指導役制度(専門職ポストとして資格要件を設定)により、専門職へ配置転換を行うこととした ◇運送業務の経験を活かし、配車業務へ配置転換した ◇職制と責任を明確化し、技能評価結果を明示する | ◇全従業員の主体的なキャリア形成や継続的な人材育成を目的として、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度を設けた ⇒制度が高齢者に限定されていないため |



f.賃金体系の見直し

高齢者の就労の機会を確保するための能力、職務等の要素を重視する賃金制度の整備

| 支給対象となりうる事例 | 支給対象外となる事例 |
|---|--|
| ◇生産ラインとは別の場所に技能伝承のみを行うスペースを設置、必要に応じて技術をもつ高齢者が若年従業員への技能指導を実施、その際の「指導手当」を新設する | ◇再雇用職員の給与について、再雇用職員用の俸給表を適用せず、再雇用直前の給与を適用し、毎年度継続実施する ◇在職年数ごとに一定額を加算する仕組みの導入 ⇒再雇用者全員が一律に適用される制度であり、能力・職務等の要素を重視する取り扱いではないため |



g.勤務時間制度の弾力化

高齢期における就業希望の多様化や体力の個人差に対応するための短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制、ワークシェアリング等を活用した勤務時間制度の弾力化

| 支給対象となりうる事例 | 支給対象外となる事例 |
|---|--|
| ◇高齢者を対象とした短時間勤務 ◇高齢者を対象とした短日数勤務(雇用保険の適用条件に外れない範囲での日数の調整となっていること) ◇高齢者を対象とした勤務時間インターバル制度 ◇高齢者を対象とした隔日勤務、短時間勤務 ◇高齢者を夜勤勤務から除外し、日勤勤務のみとした | ◇高齢者本人が短時間勤務の利用を申し出た際に、社長判断で承認の可否を決めている (就業規則等に規定せず口頭周知のみ) ◇時間外勤務の免除 |